

### 聖句

「もしあなた方の地で、寄留者があなたのもとにとどまっているなら、虐げてはならない。あなたがたのもとにとどまっている寄留者は、あなた方にとってはイスラエル人と同じである。彼を自分のように愛しなさい。あなたがたもエジプトの地では寄留者であった。私は主、あなたがたの神である。」

レビ記 19:33-34

## 「365日、24時間」

女性が抱える問題は、年々複雑化、多様化している。生活困窮、家族・パートナーからの暴力、性暴力、家族関係破綻等など。いくつかの困難を複合的に抱えている女性や母子も多い。困難の中にある外国籍の女性で、生活保護の対象にならないビザを持っているケースもある。

市区町村の女性相談支援員から入所依頼の電話を受けると、「医療スタッフが常駐しておらず、エレベーター等のない女性の家HELP」がその方のケースに対応できるかを考えるが、基本的には「現在困難に直面している女性・母子に安全・安心の場所を提供する」との緊急一時保護施設としての役割に沿って、空室がある限りは、受け入れている。

食事付きで利用料が原則的にはかからない公的シェルターと違い、民間シェルターであるから、部屋代と食事代が必要。生活保護費を受給していない方の場合、自費という方が皆無ではないが、ほとんどが生活困窮者である。お財布の中が500円以下という方も。

そのようなケースの場合、一時保護委託契約を女性の家HELPと結び、経費を予算化している市区町村はほんとうにありがたい。そうした市区町村の数は全体から見れば決して多くはないが、毎年増えているのは事実である。予算編成時期の夏に問い合わせがあり、年度はじめに契約書が送られてくる。その一時保護委託契約のお陰で、生活保護の申請前の、「今晚泊まる所がない」女性・母子が女性相談支援員と来所。持ち物は小さな鞆一つということも多い。

一時保護委託実施要綱の根拠法が、従来の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称DV防止法)」から、2024年4月より、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(通称困難女性支援法)」に変更になった。語句もいろいろと変わり、DVや虐待の「被害者」という言い方ではなく、「支援対象者」となった。

女性の家HELPには経験を積んだ支援員が多くいるが、その一人は、折に触れて「当事者、支援対象者をど真ん中に」と言う。「施設に当事者・支援対象者を合わせるのではなくそれぞれのニーズに合った支援を」と。安全・安心できる空間で、自分の希望、今後のことをゆっくり考え、思いめぐらし、ある時は悩む…そのような時間を保証したい。

自己決定をするための情報提供も必要だ。支援員は様々な研修を通して学び、情報提供に努めている。「その自己決定を支援し、尊重する」ことを、女性の家HELPの支援員一同は日々確認しあっている。

2025年度も、女性の家HELPは、365日、一日24時間体制で歩みつづける。数少ない民間の緊急一時保護施設としてその役割を果たせるよう、祈り、支えていただきたい。

女性の家HELP施設長 松井弘子



# 2024年度HELP利用者概況

## ～ 女性支援法下で顕在化した 暴力被害・生活困窮からの脱出・再出発を試みる若年女性たち ～

2024年度のHELP利用者は、外国籍女性6名、日本国籍女性62名、同伴児5名、合計73名であった。利用者数は、2023年度より17名減、総宿泊数は、1848泊(前年度比96.55%)であり、困難女性支援法施行初年度は、上半期の入所状況は低迷したものの年間を通しては前年度とほぼ同程度となった。特筆すべきは、全入所者の3人に2人は30代までの若年女性が占めたことである。近年、シェルター利用を希望する女性の多くは携帯利用の叶う施設を希望するため、このような実績となったと思われる。

2024年度は、ミュージックセラピー(月4回)、フラワーアレンジメントの他、内閣府セーフティーネット強化支援交付金プロジェクトによるアート、ヨガ、アニマルセラピー等多様なセラピープログラムに加え、料理や護身術講座等を実施した。

DV被害女性の安全確保等のため、HELPスタッフが医療機関へ同行した割合は、全入所者では8%(前年度12.6%)、外国籍入所者では75.0%(73.4%)となり、コロナ禍の影響を受けなくなって、再び言葉の支援を含めた同行支援の必要性が顕在化している。

**女性の家 HELP は、  
困難な問題を抱える女性や  
子どもたちを受け入れます**

シェルター利用に関するご相談は  
**03-3368-8855(平日10-17時)**  
までお願い致します。

1990年より東京都外国人女性緊急一時保護事業を受託しており、外国籍女性やその子どもたちを多数受け入れています。

### <外国籍女性>

外国籍女性総数6名のうち、お子さん連れの方は3名で、同伴児は学童を含む4名であった。入所理由は、DVが80%、ホームレスは20%であった。2024年度は、家族からの暴力、人身取引による入所はなかった。外国籍全体の平均滞在日数は41.30日で、前年度の30.73日から10日以上伸長した。中長期型施設への入所まで時間を要するお子さん連れの家族が複数あったことが要因である。

- DV被害者… 2024度は、受け入れた女性の多くがお子さん連れであった。在留資格の関係で短期の利用のみの場合もあったが、次の施設入所まで一定期間時間のかかる場合には、未就学児の保育や遊びを提供した。その際、日本語のあまり得意でない母親や、日本人スタッフなど周りにいる大人を慮(おもんばか)って、バイリンガルの子どもが使用言語を使い分ける様子も見られた。また、女性の中には、自らのことは語らず、明るい態度で同時期にシェルター利用している他の利用者を面倒見る方や、担当相談員との信頼関係がうまく築けぬまま、思うようなサービス提供が受けられず苦悩する方、「外国籍だから」と施設入所を断られ傷つく方などもいらした。
- ホームレス… 安定的な在留資格を持つ方が多く、お元気で滞在期間を過ごされ、順調に中長期施設へ移られた。
- 入所者・退所者へのケア… 2024年度は、2023年度に続いて集合型及びこじんまりとしたクリスマス会(1回)を実施した。その他、さまざまなプログラム時を含め、自由訪問を随時受け入れた。

## <日本国籍女性>

日本国籍女性は62名、うちお子さんを連れた方は1名であった。入所理由は、ホームレスが77.78%と8割近くを占めた。次いで、DV(夫・恋人からの暴力)12.70%、家族からの暴力が4.76%、その他4.76%と続く。女性支援法の対象となる方の入所理由はホームレスとなることが多いため、その割合は前年度より高くなった。一方、平均滞在日数は22.78日、前年度(21.0日)同様3週間程度で大きな変化は生じていない。

居場所がなく受け入れた50名弱の女性たちのうちには、路上生活で体調を崩して支援を求めた高齢の方、傷つきやすい心を持ったLGBTQの方、自然災害に遭って生活困窮に陥った方、口話でのコミュニケーションができず居場所を失い、筆談でシェルターでの生活を送った方などが含まれる。中には、さまざまな理由で滞在が長期に及び、共有する空間の多い短期滞在型のシェルターで、利用者間の人間関係に疲れてしまう場合も少なからずあったが、多くの場合自ら希望する施設入所のため、忍耐しながら待つ姿が見られた。



DV(夫・恋人からの暴力)・親や家族からの虐待で入所した女性たちは、他の利用者の思惑を気にして板挟みに悩む方や、地方から避難して土地勘のない中、ひとつひとつ課題をクリアーしてアパートへの転宅を実現した方、人生の最期を考えて避難したものの短期間で帰宅を選択した高齢の方、「自分のやり方」に固執し、頻回な面談拒否をし続ける方など、置かれた状況や対応の仕方などさまざまであった。

## <電話相談>

2024年度の電話相談は、日本を含む30ヵ国(前年度23ヵ国)の方から、1035(前年度比91.4%)の相談項目について相談があった。統計表にあるように、電話相談項目の見直しに基づいて、2024年9月に相談項目に「性暴力・性虐待」「ストーカー」を新設、「結婚」を削除した。

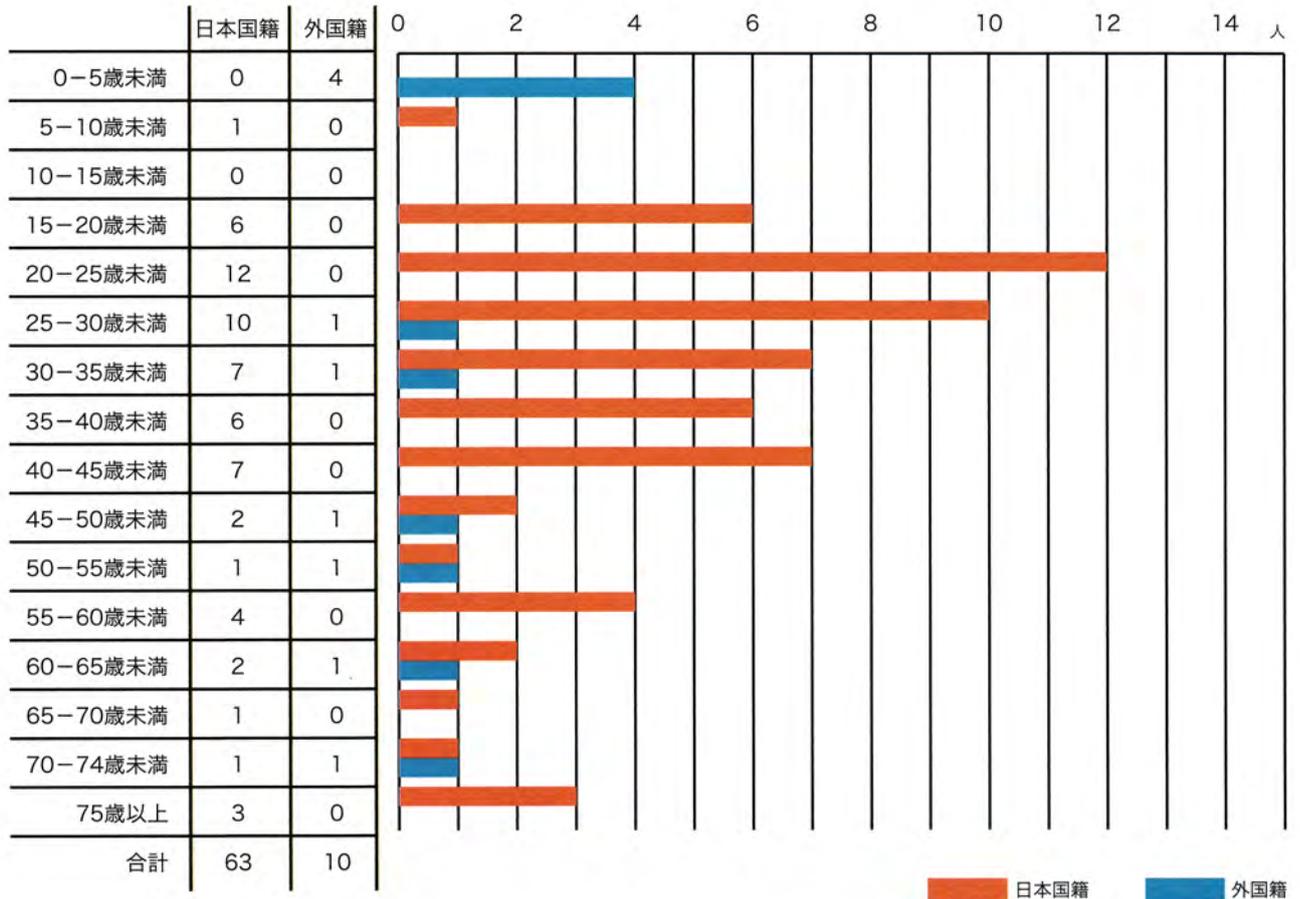
外国籍の方の相談内容は、一時保護の必要なDV相談、医療従事者からの性被害などがあった。近隣自治体(相談窓口)、外国籍支援団体、国際交流協会、大使館、海外の個人等からは、通訳派遣団体や子どもの日本語教室に関する照会、日本国内の人身取引に関する相談、出産間近の妊婦への対応や生活保護にならない方への支援方法に関する相談などが多数寄せられた。また、電話相談にて被害状況を特定し、関係機関と協力し、他機関による被害者一時保護に至った案件も複数あった。



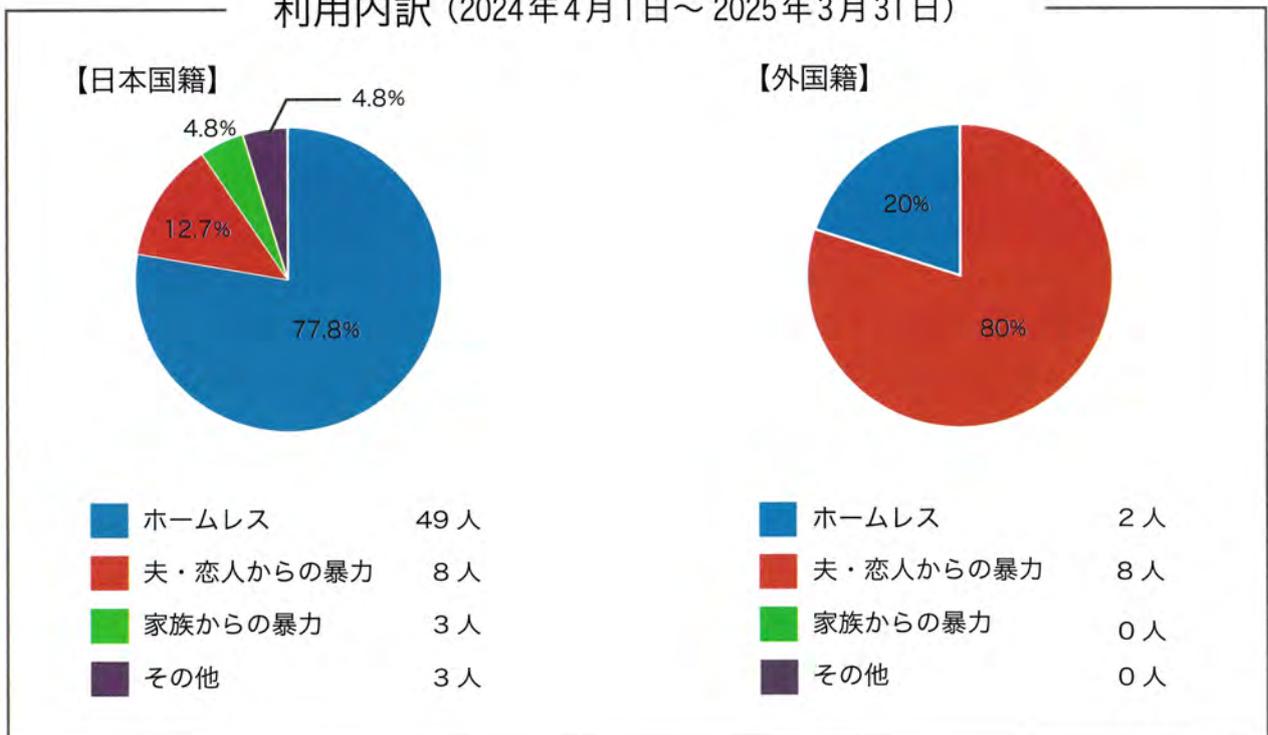
一方、日本人の電話相談では、DVや性虐待経験を経た「その後」の生きづらさを語る内容の電話割合が高まっている。その他、一時保護依頼に絡む問い合わせも多数受け付けた。

# 2024年度統計表

## 利用者年齢分布



## 利用内訳 (2024年4月1日～2025年3月31日)



# HELP 国籍別滞在者数 (2024年4月1日～2025年3月31日)

昨年度から年度をまたいで滞在了した者を含む

## HELP 国籍別滞在者数

国籍	女性	同伴児
フィリピン	2	0
中国	2	1
ブラジル	1	2
ルーマニア	1	1
小計	6	4
日本	62	1
合計	68	5

## 外国籍利用者地方別内訳

出身地	人数
東京	5
埼玉	1

## 利用者退所先

退所先	日本国籍	外国籍
施設	34	8
アパート	5	0
女性センター	6	0
帰国	0	0
帰宅	1	0
友人・知人宅	0	0
路上	0	0
入院	2	0
住み込み就職	2	0
不明	4	0
未定	1	0
その他	8	2
総計	63	10

## 同伴児のいる女性の数

日本国籍	62人中 1人
外国籍	6人中 3人

## 外国籍利用者平均滞在日数

2020年	76.75日
2021年	17.92日
2022年	41.95日
2023年	30.73日
2024年	41.30日

## 国籍別宿泊数

日本	1435
外国籍	413
合計	1848

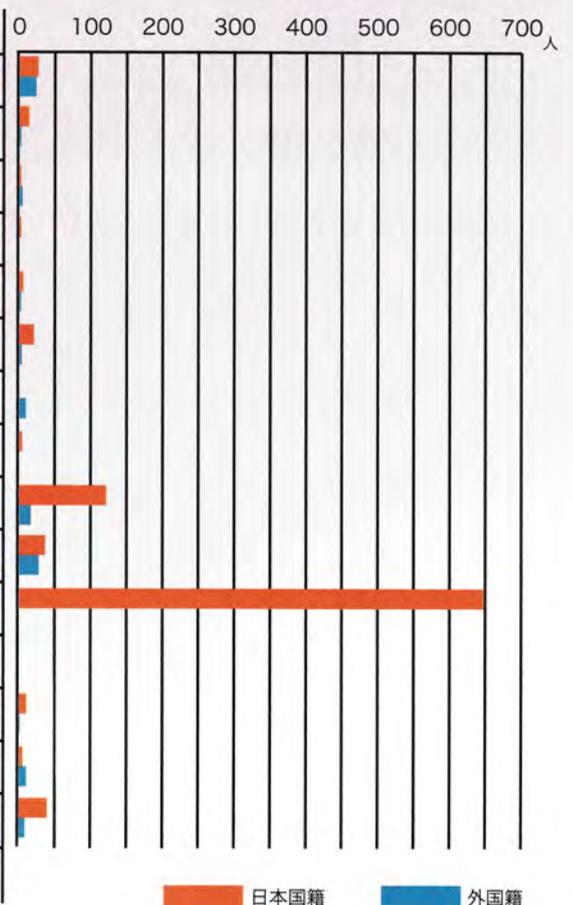
## 電話相談項目件数【国籍別】

国籍	件数
日本	930
フィリピン	19
アメリカ	6
イギリス	6
中国	6
ウズベキスタン	5
韓国	4
タイ	4
バングラデシュ	4
ポルトガル	3
ルーマニア	3
アルジェリア	3
ナイジェリア	3
ポリビア	3
スリランカ	3
ミャンマー	3
ウクライナ	2
オーストラリア	2
コロンビア	2
ペルー	2
ブラジル	2
ベトナム	2
ネパール	2
スペイン	1
トルコ	1
ニュージーランド	1
パキスタン	1
南アフリカ	1
モルドバ	1
不明	10
合計	1035

## 電話相談項目件数

	日本国籍	外国籍
DV	26	23
家族からの暴力	13	2
人身売買	2	4
ストーカー*	2	0
性暴力・性虐待*	5	2
ホームレス	20	3
在留資格・入管関係	0	9
労働	4	0
一時保護依頼	121	16
情報提供	36	27
心の問題	647	0
離婚	0	0
結婚生活上の問題	10	1
子どものこと	5	10
その他	39	8
合計	930	105

## 電話相談項目件数【内容別】



\*の相談項目は、2024年9月より新設。  
相談項目「結婚」は、2024年8月までで削除。

## 女性たちの支援環境の向上に向けて

女性の家HELPには、様々な形でサポートをして下さる、弁護士、公認心理士、精神科医の先生方がいます。利用者の方々が個別に相談できる体制を整えたいと、ここ数年、検討を重ね、試行錯誤しながら連携を進めてきました。

弁護士相談では、DVの被害者が離婚、養育費などの法的な手続きについて相談をしたり、また外国籍女性が在留資格の更新や変更についてアドバイスを受れたり、その他金銭トラブルなど、様々な相談の希望が寄せられています。



心理面で必要のある方は、希望に応じて、公認心理士のカウンセリングを受けることができます。女性の家HELPの入所期間はある程度限定されているため、1回でも完結できるように心理面談を行います。人によって課題が複数あり、継続して行う場合もあります。内容は家族や友人などの人間関係、自分の性格や傾向について、自分に自信が持てない、気分の落ち込みがあるなど、様々です。

眠れない、自分を責めてしまう、薬・アルコールなどがやめられない、発達障害かもしれないなど、精神科クリニックを受診するかどうか迷っている方へ、また、セカンドオピニオンとして利用してもらえよう、昨年度から精神科医による「心の健康相談」も開始しました。気軽に相談できる場となることを願っています。



専門職の先生方には、スタッフ研修もお願いしています。

新たに施行される法律、改正法など、弁護士研修はスタッフの知識と情報のアップデートにつながっています。心理士研修では、今年度初めて、日勤・夜勤・調理等チームごとに研修を行いました。課題の共有、チームビルディングの機会となったと実感しています。精神科医研修は事例検討を中心に、疾患について知識を得て、利用者の言動の理解と特性に合わせた対応ができるよう、毎回学びを深めています。

心強いサポートを受け、多角的な視点や知識に支えられた、よりよい支援を今後もめざしていきたいと思います。



# シェルター生活の彩り

## フラワーアレンジメント



### ～花の生きる力を感じながら～

女性の家HELPの生活空間には、ところどころに季節の花が飾られている。花や植物に詳しい複数のスタッフが、折々に植えたり活けたりして、春にはチューリップやアマリリス、夏にはひまわりなど、それぞれの花の色や形などを見て過ごす。花は、おしゃべりはしないが、その美しさで、黙って生きる力や傷ついた者への慰めを観る者に分かち合ってくれる。

月数回、入所中の方たちが取り組むフラワーアレンジメントの時間がある。それぞれ、その日の花々を思い思いにオアシスに活け、「世界でたった一つ」の作品の仕上がりとなる。最初は、慣れないアレンジメントに戸惑っていた方も、だんだんと思い切って鉋を使い、仕上がった作品を褒めてもらう時には、照れながらも嬉しい気持ちを持っているのが伝わってくる。

「あ、ごめんなさい！」思っていたところとは違う場所に鉋を入れた時、ある方が思わず謝っていた。その場にいたセラピストは、「他の場所ではありえないこと。HELPを利用する方は、本当に優しいなあ」と感じたという。日々起こっている小さな奇跡。今年も、花の周りで起こる奇跡が支えられるようにと願っている。



# 「女性の家HELP」を応援してください！



## 維持献金で

皆さまお健やかに過ごしていらっしゃいますか？ 女性支援新法が施行された2024年度、HELPを支えて下さる一人一人のお力により助けを求める女性や子どもたちの支援活動が続けられましたことを心から感謝申し上げます。

昨年度は日本、フィリピン、中国、ルーマニア、ブラジル、台湾出身の女性と子どもたち73人がHELPを利用され、また世界30カ国の女性に関する電話相談を受けました。親や家族による虐待・暴力、つらい過去や現在の生きづらさといった困難な問題を抱える女性や子どもたちは、変わらず多数いらっしゃいます。女性の家HELPは、こうした支援を必要とする女性や子どもたちに心を寄せ、今後もスタッフ一同一層の努力をして参ります。

厳しい財政の下、HELPが担う使命を全うさせて頂けますよう維持献金によるご支援を、何卒よろしくお願い申し上げます。

2025年6月

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会理事長 飯田 瑞穂  
女性の家HELP施設長(常任理事兼務) 松井 弘子

### 献金送付先

郵便振替口座：00110-5-188775  
加入者名：女性の家 HELP



## 物品寄付で

女性の家HELPでは、利用者の方への日用品等のお渡しにあたり、それが慣れた環境や人間関係から離れ、多くのお気に入り物品を失ってシェルターへたどり着いた女性や子どもたちにとって、新しい生活に向けた「希望」と「意欲」を育むきっかけとなるよう心掛けております。皆様からお寄せいただいたお志を活かして、年齢や国籍・文化等に基づくおひとりおひとりの多様な必要に応えられるよう今後も努力してまいります。皆様のご協力をお願い申し上げます。

**現在は新品のみ受付しております。ご協力をお願い致します。**

- 《食料品》 調味料(砂糖・塩・醤油・サラダ油)、ジャム、お菓子、嗜好品(コーヒー・紅茶・ココア・緑茶・クリープ)\*賞味期限内の物
- 《日用品》 シャンプー、洗濯用粉洗剤、台所用洗剤、ティッシュペーパー、化粧水、乳液、化粧品、ハンドクリーム。
- 《衣料品》 大人用 - パジャマ、スウェット、靴下、ジャケット、パーカー、インナー(半袖、長袖)、下着(L、LL、XL)  
**\*現在、子ども用品は受付しておりません。**
- 《その他》 折りたたみ傘、靴、ノート、タオルケット、バスタオル・フェイスタオルなど。

送付先：〒169-0073 新宿区百人町2-23-5  
日本キリスト教婦人矯風会気付 HELP事務局  
※月曜日から金曜日までの配達指定をお願い致します。